湘南西部住宅管理組合ホームページ管理運用規則〔改正 H23/6 〕

(目的)

第1条 この規則は、湘南西部住宅管理組合(以下組合という)がインターネットを通じて情報の発信を行う際に、ホームページを円滑に管理・運用するための必要な事項を定める。

(責任者)

- 第2条 当組合ホームページの管理・運用を行うために、次に掲げる責任者を置く。
 - (1) ホームページ管理責任者は理事長とし、ホームページの管理・運用を統括する。
 - (2) ホームページ**運用責任者**は広報担当理事とし、ホームページ運用担当者(総務担当理事を含む)2名以上を置いて、ホームページに掲載する情報の選択、編集、ホームページにおける人権尊重や個人情報及び知的所有権の保護、ホームページのセキュリティ対策などについてホームページの管理・運用を担当する。

(ホームページ専門委員会)

- 第3条 第1条、第2条に掲げた目的を遂行するため、「専門委員会の設置に関する細則」に基づき、 「ホームページ専門委員会」を設置する。
 - 2 専門委員会の委員には、ホームページ作成のスキルを持つ団地居住者(占有者を含む)から選任し、ホームページの作成、更新等の実務作業を委嘱する。
 - 3 前項の専門委員の選任、員数および任期は、理事会の決定によるものとする。
 - 4 ホームページ専門委員会の委員長は、委員の互選による。
 - 5 委員長は、原則として毎月1回、ホームページ専門委員会を開催する。

(ホームページの内容)

- 第4条 当組合ホームページの内容は当組合活動に係わる適切かつ正確な内容であり、常に情報の更新 に努めるとともに、次の各号に該当するものは掲載してはならない。
 - (1) 公序良俗に反するもの
 - (2) 人権及びプライバシーを侵害するもの
 - (3) 個人又は団体を誹謗中傷するもの
 - (4) 著作権又は版権を侵害するもの
 - (5) 営利を目的とするもの
 - (6) 宗教団体や企業・商品の宣伝
 - (7) その他組合の運営上、不適切と認められるもの
 - 6 ホームページに掲載する**組合情報**(理事会議事録、活動報告、活動計画、予定表など)は、掲示 板等で公開されるものを除いて、理事長の承認を得て運用責任者が専門委員会に提供するものに限 定する。
 - 7 組合員以外の閲覧が不適当と思われる内容のページは、ID及びパスワード入力が必要な**組合員専用ページ**とする。ID、パスワードは、組合員からの問い合わせに対して組合員であることを確認して個別に通知する。
 - 専用ページのアクセスに必要なID及びパスワードの管理は、セキュリティ保護のため、当面、HP専門委員会の委員長が管理し、定期的に更新するものとする。
 - 8 組合員からの記事内容の修正・削除要請に対しては、ホームページ運用責任者が速やかに対応する。
 - 9 当組合以外のホームページをリンク先として掲載する場合は、第1項の各号に該当しない内容であることを確認し、原則としてリンク先の了解を得たものとする。

(ホームページ運営会議)

第5条 運用責任者は、必要に応じて**運用担当者**及び**専門委員**を招集して[**ホームページ運営会議]**を開催する。

(インターネット接続管理)

第6条 インターネットサービスプロバイダーのサーバーに接続するためのID、パスワードは第2条 第1項の各号に掲げる運用責任者、運用担当者及び専門委員が管理する。

(経費)

第7条 組合ホームページの管理・運用に必要な経費は、組合の運営費から支出する。

(規則の改廃)

第8条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

(附則)

- 1. この規則は平成21年6月1日から施行する。
- 2. 規約改正に伴い、この規則の一部を改正し、平成22年6月1日から施行する。
- 3. この規則の一部を改正し、平成23年6月1日から施行する。